

計 推 第 7 0 号  
令和3年5月17日

県内高等教育機関の長 殿

茨城県知事 大井川 和彦

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた部活動に係る取扱いについて（要請）

このことについて、部活動の実施に当たっては指針策定等講じられておりますが、今般、県内学校の部活動の練習試合等でクラスターと思われる事案が発生いたしました。

つきましては、現在の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、下記による対策を要請いたします。

#### 記

○練習試合や合同練習について

- ・ 県外との練習試合等は自粛
- ・ 県内の感染拡大市町村に指定された地域に所在する学校との練習試合等は、慎重に判断
- ・ 練習試合等を実施する場合は、自校を含め2校以内

※練習試合等に参加する学生は、2週間前から毎日の健康観察を徹底

(参考)

新型コロナウイルス感染症に係る知事臨時記者会見資料（令和3年5月17日発表）

[https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/210517\\_rinjikaiken.html](https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/210517_rinjikaiken.html)